

建築士会会員倫理規定

社団法人日本建築士会連合会制定

平成17年9月15日理事会承認

社団法人愛媛県建築士会制定

平成18年1月20日理事会承認

公益社団法人日本建築士会連合会および公益社団法人愛媛県建築士会は、建築士の社会的使命と職責の重大性にかんがみ、建築士会会員が遵守する倫理規定を定める。

1. 法令等の遵守と品位の保持

建築士会会員は、建築士法を始め関係法令・定款などを遵守し、品性とモラルの向上・保持に努める。

2. 知識および技能の維持向上

建築士会会員は、常に建築や地域環境などに関わる知識および技術の研鑽に励み、技能の維持向上に努める。

3. 相互の信頼と協力

建築士会会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するよう努める。

4. 秘密の保持

建築士会会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

5. 説明責任

建築士会会員は、依頼者に対し、その業務に関する十分な説明を行い、理解を得るよう努める。

6. 情報の開示

建築士会会員は、建築士としての業務実績、業務範囲および業務能力などを示す情報の開示に努める。

7. 地域社会への貢献

建築士会会員は、地域の歴史・文化を守り、良好な景観の形成など、地域社会に貢献するよう努める。